

16小福第882号
平成16年6月30日



小郡三井医師会
会長 丸山 泉 殿

小郡市長 田籠 勝彦



次世代育成支援市町村行動計画作成に伴う策定委員の推薦について（依頼）

梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本市行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年成立しました次世代育成支援対策推進法の規定により、各市区町村は平成16年度中に行動計画の策定が義務付けられたところです。

本市もこの行動計画を平成16年度中に策定すべく事務を進めているところですが、計画策定にあたっては幅広い分野の方々に策定委員として参画を頂き、実効性のある行動計画を策定したいと考えております。

つきましては、公私多忙の折恐縮ですが、貴団体より策定委員会委員の推薦方お願いいたします。

記

1. 推薦依頼関係機関（別紙―1）
2. 関係資料（別紙―2）

以上

小郡市次世代育成支援行動計画策定委員会委員推薦依頼機関等

1. 学識経験者

小郡市議会

2. 福祉関係

小郡市民生委員・児童委員協議会（会長 小野 利彦）

小郡市保育所連盟（会長 広瀬 哲之）・・・味坂保育園

三国保育所保護者会（会長 大山 由喜）

小郡市学童保育所連合協議会（会長 鈴木 桂一）

3. 学校・社会教育関係

市内小学校PTA連絡協議会（会長 福田 俊雄）・・・三国小学校

家庭教育学級（代表 小谷松 恭子）・・・生涯学習課

幼稚園園長（園長 牧山 勝美）・・・カトリック幼稚園

子育て支援サークル・・・大崎保育所

4. 保健医療関係

小郡市医師会（会長 丸山 泉）



次世代育成支援対策推進法

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条—第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条—第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」

という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増

進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第11条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 4 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第3項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認める
とき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当
でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世
代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場
合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭
和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主について
は、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他
の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は
民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は
間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項に
おいて「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育
成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同
組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくな
ったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ
により、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で
定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条
の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50
条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従
事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事す
者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用す
る同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第
2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成15年
法律第120号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」
と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期
間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前
項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者
以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるの
は「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事す
る者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報
告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第12条第1項又は第3項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項

に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

（主務大臣）

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条第2項の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第20条第5項の規定に違反した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第一号から第三号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

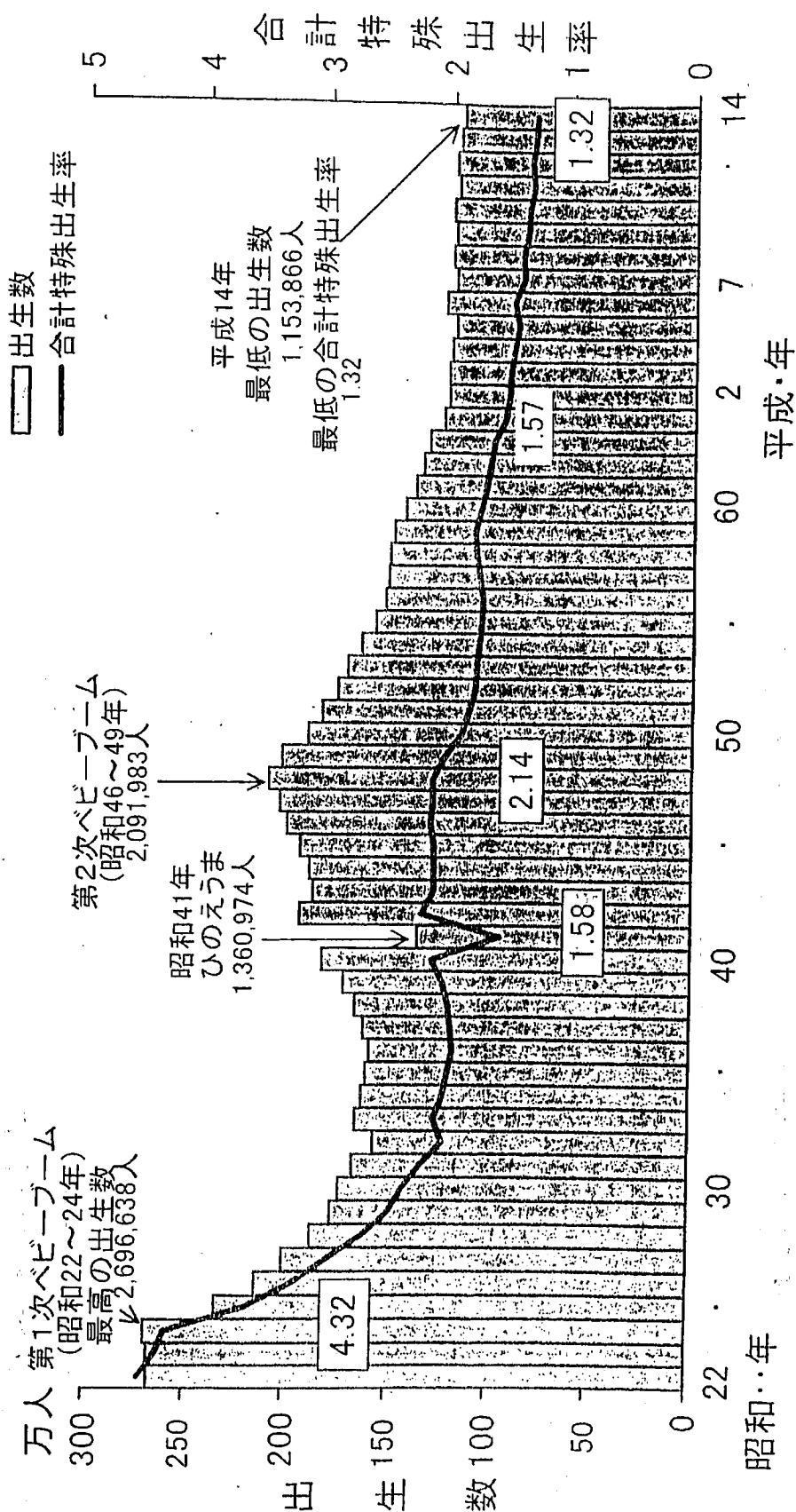
3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「少子化の現状及び次世代育成支援対策推進法の概要」
について

出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」
 合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

日本の人口の将来

—「夫婦出生力の低下」という新たな現象により少子化が一層進行—

○晩婚化による未婚率の上昇

・25～29歳の女性の未婚率

20.9% → 54.0%
(昭和50年) (平成12年)

・平均初婚年齢(女性)の上昇

24.7歳 → 27.0歳
(昭和50年) (平成12年)

○夫婦出生力の低下

・夫婦の完結出生児数の見通し
(平成62年(2050年))

1.96人 → 1.72人
(平成9年推計) (平成14年推計)

少子化が一層進行

平成62年(2050年)における
合計特殊出生率の見通し

1.61 → 1.39
(平成9年推計) (平成14年推計)

総人口の減少

・21世紀末には人口が半減
1億2,693万人 → 1億59万人
(2000年) (2050年)

※高齢化率 35.7%
※平成18年(2006年)をピークに
総人口減少

・出生児数
120万人 → 67万人
(2000年) (2050年)

少子化の与える影響

1. 経済面での影響

(1) 労働力人口の減少と経済成長への影響

- ① 労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることによる労働力供給の減少
- ② 貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下により、投資や労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念される。

- 労働力人口の減少（2001年：6,752万人 → 2025年：6,296万人）
- 60歳以上の労働者が労働力人口に占める割合：13.7%（2001年）→ 19.6%（2025年）

(2) 国民の生活水準への影響

- 人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

- 社会保障に係る負担：82兆円（2002年）→ 182兆円（2025年）
（対国民所得比）：22.5%（2002年）→ 32.5%（2025年）
- 国民負担率：36.1%（2003年）→ 52.5%（2025年）
※国民負担率＝国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合の合計

2. 社会面での影響

(1) 家族の変容

- 単身者や子どものいない世帯が増加し、
 - ・ 社会の基礎的単位である「家族」の形態が変化するとともに、
 - ・ 家系の断続や先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

(2) 子どもへの影響

- 子ども数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

(3) 地域社会の変容

- 人口の減少と高齢化の進行により、市町村によっては、
- ① 介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になること
 - ② 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になることが懸念される。

- 都道府県別総人口
2000年よりも2030年の方が少ない道府県：43
- 都道府県別老年人口割合（65歳以上の者の占める割合）
2000年：30%以上：0、20%以上30%未満：23
2030年：30%以上：35、20%以上30%未満：12

（平成9年10月厚生省人口問題審議会報告等をもとに作成）

少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 14年1月 ○新しい将来推計人口の公表
- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し

- 14年5月 ○少子化対策に関する総理指示
- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示

- 14年9月 ○「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理に報告
- ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進
 - ・立法措置を含め、総合的かつ計画的に推進

- 15年3月 ○「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ(少子化対策推進関係閣僚会議)
- 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）

- 15年7月 ○次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1 概要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

(2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(3) 行動計画

① 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

② 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

③ 事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。

厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法である。

次世代育成支援対策推進法

<平成17年度から10年間の時限立法>

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表等

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

事業主等行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画（企業等）
 - *大企業（301人以上）：義務付け
 - *中小企業（300人以下）：努力義務
 - *特に対策を推進している事業主の認定
- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

*策定・公表

策定支援等

次世代育成支援対策推進センター

・経済団体による情報提供、相談等の実施。

次世代育成支援対策推進法の趣旨

次世代育成支援に関する当面の取組方針

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・ 男性を含めた働き方の見直し
 - ・ 地域における子育て支援
 - ・ 社会保障における次世代支援
 - ・ 子どもの社会性の向上や自立の促進
- (年金・育児)

総合的な推進体制の整備

自治体・企業における行動計画
の策定

→ 次世代育成支援対策推進法

車の両輪

具体的な個別施策の推進

各個別法の整備

→ 児童福祉法

育児・介護休業法
年金各法 等

【法律の内容】

国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

国：指針策定、計画に基づく取組の支援

三位一体の取組

都道府県・市町村：行動計画
→ 地域子育て機能の再生 等

子育てと仕事の両立支援

事業主：行動計画
→ 働き方の見直し 等

(地方版エンゼルプランの策定状況)

- ・ 市町村数1,300余り、内容も保育中心、総合計画の一部であるなど不十分

(職場環境の現状)

- ・ 子育て家庭への支援として「子育てしながら働きやすい職場環境」が最も求められている。
- ・ 育児休業について「職場の雰囲気」を理由に断念した者が多い。

少子化社会対策基本法の概要

前 文

21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展という事態に直面して、(家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し)子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることをできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められていること等から、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する。

第1 総則

1 目的及び施策の基本理念

- (1) 法律の目的について、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること等を規定。
- (2) 施策の基本理念について、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、(家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない等を規定。

2 責務

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務についてそれぞれ規定。

3 政府が講じるべき施策

- (1) 少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めること。
- (2) 必要な法制上、財政上の措置等を講じること。
- (3) 毎年、国会に、少子化に対処するために講じた施策の概況等に関する報告書を提出すること。

第2 基本的施策

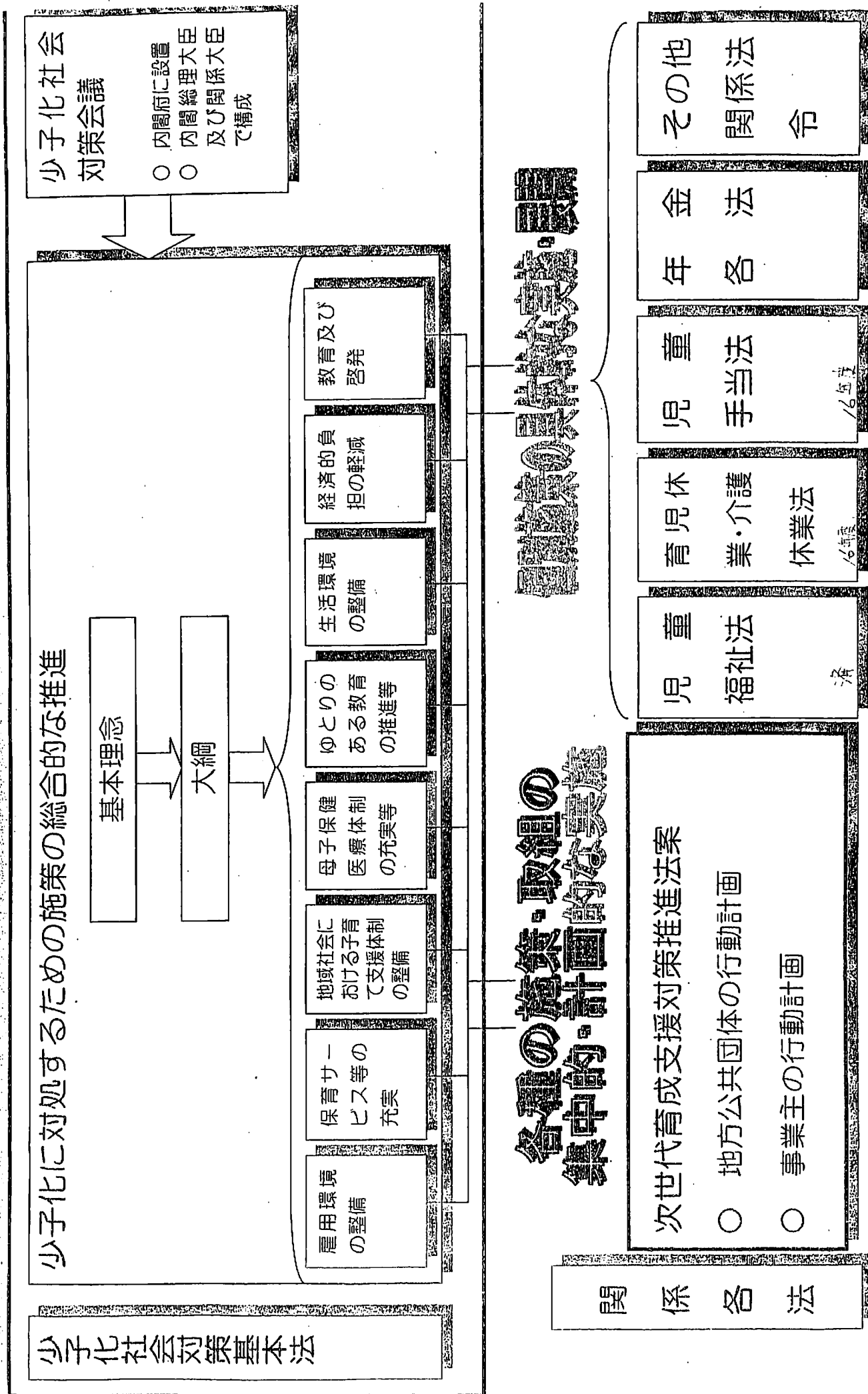
雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定。

第3 少子化社会対策会議

- 1 総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の案を作成すること等のため、内閣府に、少子化社会対策会議を置く。
- 2 会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長等から、内閣総理大臣が任命する。

第4 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



THE UNIVERSITY OF CHICAGO